

敦賀市地域防災会防災資機材倉庫設置助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域防災会に対し、防災資機材を保管するための倉庫（以下「倉庫」という。）の設置等に要する費用の一部を助成し、地域防災会の育成強化を図るため、敦賀市地域防災会防災資機材倉庫設置助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「地域防災会」とは、区長が所管する町内会又は自治会を単位として、地域住民が自主的に地域の防災活動等を行う組織をいう。

(助成の対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、あらかじめ倉庫を設置しようとする土地等の用意ができている地域防災会とする。ただし、過去に敦賀市の補助事業を利用して倉庫を設置したものは除く。

(補助対象経費及び補助限度額等)

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 倉庫の購入、設置、建設に要する経費（倉庫内取付けの整理用棚を含む。）
- (2) 地域防災会等が所有する既存建物を倉庫に改造するもの。
- (3) その他敦賀市地域防災連絡協議会会長（以下「会長」という。）が必要と認めるもの。

2 助成金の額は、1団体につき200,000円を限度額として、購入費等の3分の2以内とする。

(事前協議)

第5条 助成金の交付を受けようとする地域防災会は、交付を申請する前に、会長に相談しなければならない。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする地域防災会は、助成金交付申請書(様式第1号)に、事業実施計画書等を添えて、会長に提出しなければならない。

2 助成金の交付は1団体につき1回限りとする。

(交付の決定)

第7条 会長は、前条の申請があったときは、これを審査し、交付の可否及び交付額を決定し、助成金交付決定通知書(様式第2号)により地域防災会に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の交付決定を受けた地域防災会は、当該助成事業が完了したときは、助成事業実績報告書(様式第3号)に、必要な書類を添えて、速やかに会長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 会長は、前条の実績報告書を審査し、適当と認めたときは助成金を交付する。

(助成金の請求)

第10条 地域防災会は、前条の規定による助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書(様式第4号)を速やかに会長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第11条 助成金の交付を受けた地域防災会は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 倉庫は、十分に注意を払い、常に良好な状態で使用することができるよう維持管理に努めること。
- (2) 電気料金や土地借上げ料等、倉庫の維持管理に必要な経費は、地域防災会の負担とすること。

(この要綱に定めがない事項)

第 1 2 条 助成事業に関し、この要綱に定めがない事項については、
敦賀市補助金等交付規則の例による。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 2 8 日から施行する。

敦賀市地域防災会防災資機材倉庫設置助成金交付要綱の
取り扱いについて

1 設置した倉庫の写真について

倉庫にラベルを貼りつけてから撮影したものとする。ただし、ラベルを貼付し難い、又は材質が貼付に適さない等の事由により、ラベルを貼ることが困難な場合はその限りではない。

2 ラベルの記載事項について

事業年度及び事業名を記載したものとする。

例) 令和〇〇年度敦賀市地域防災会防災器具等整備費助成事業